

清瀬市立清瀬第四中学校
校長 中西 規人 様

登校届

*病名を選択し○をつけてください。

	感染症の種類	選択	出席停止の期間
第一種	(* 1) 下記参照		治癒するまで
第二種	インフルエンザ (H 5 N 1) (H 7 N 9) を除く		発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳		特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)		熱が下がってから3日を経過するまで
	風疹 (3日はしか)		発疹が消えるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		耳下腺・顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘 (みずぼうそう)		すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)		主な症状がなくなった後2日を経過するまで
	結核		医師が感染のおそれがないとみとめるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	(* 2) 下記参照		

- (* 1) 第一種学校感染症：エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・ジフテリア
・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・重症急性呼吸器候群 (病原体が S A R S コロナウイルスであるものに限る) ・鳥インフルエンザ (H 5 N 1) (H 7 N 9)
- (* 2) 第三種学校感染症：流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・コレラ・細菌性赤痢
・腸チフス・パラチフス・溶連菌感染症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎
- *第一種・第二種の感染症に罹っている同居の家族がいたり、感染している疑いがあったりする児童は、予防処置として出席停止になる場合があります。
- *令和5年5月8日より、学校保健安全法施行規則の改定により、新型コロナウイルスは「感染症の第二種」に追加されました。

上記の疾病により学校保健安全法施行規則に基づき加療のため

月 日 から出席停止となっておりますが、

月 日 より登校させます。

年 組 生徒氏名

保護者氏名

印

【受診した医療機関名】〔 〕

*保護者の方が記入し、学校へ提出してください。